

世田谷区自転車活用推進計画の策定及び
世田谷区自転車等の利用に関する総合計画の改定に向けた検討状況について

1 主旨

平成29年5月の自転車活用推進法の施行により、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区市町村に対し区市町村自転車活用推進計画の策定が努力義務となっている。また、区の自転車施策の総合的な方針である「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」が令和2年度で計画期間を終了するため、区は上記2つの計画を一体的に策定することとし、検討を進めている。

一方、本計画の策定・改定にあたっては、世田谷区自転車条例に規定する世田谷区自転車等駐車対策協議会に諮る必要があり、新型コロナウイルスの感染防止対策を図りながら進めている状況である。

この度、コロナ禍において策定スケジュールを一部見直し、同協議会での意見等を踏まえて計画素案をとりまとめ、パブリックコメントを経て、令和3年5月に計画を策定する。

2 これまでの検討状況

(1) 自転車等駐車対策協議会

令和元年 7月 第1回協議会（現行計画の確認、計画策定の考え方等）

令和元年11月 第2回協議会（課題の確認、調査内容の確認等）

令和2年 3月 第3回協議会（計画骨子イメージの確認等）

※新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、書面による開催

令和2年 8月 第4回協議会（基本理念、基本方針の確認等）

※新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、7月開催を延期

(2) 庁内検討委員会

令和2年 6月 第1回検討委員会（計画骨子イメージの確認等）

7月 第2回検討委員会（基本理念、基本方針の確認等）

9月 第3回検討委員会（計画素案の検討）

3 計画の方向性

(1) 検討の方向性

- ・ 現行計画を踏まえ、自転車活用推進計画と総合計画を一体的に策定・改定し、多角的な視点から、自転車交通の質を高めることを目指す。
- ・ 各施策・事業を見直し、取組み内容・体制の充実、取組みの重点化等を図る。
- ・ 区民・事業者との協働や庁内連携を積極的に進める。

(2) 計画理念について

現行計画の方針や課題、自転車に関わる法制度や上位関連計画の動向、社会状況の変化等を踏まえ、新たな計画においては、身近な地域における生活者の視点を加え、「生活に根ざした自転車を、誰もが利用しやすい環境を整備すること」を目指したものとする。

(3) 基本方針について

自転車の動作や役割として「走行・駐輪・安全」に「支える」を加え、「自転車の安全利用の促進」、「自転車通行空間の整備」、「自転車駐輪環境の整備（放置自転車対策の実施）」、「身近な生活を支える自転車の活用」に関して、4つの方針を掲げることとする。なお、基本理念・基本方針に基づき、各施策の実施の方向性と主な取組みを計画素案にて示す。

(4) 路線沿線及び駅周辺の自転車利用環境整備の方向性

将来駐輪需要の推計値については10月に予定する放置自転車実態調査結果を踏まえて検討し、計画案にて示す。

4 今後のスケジュール（変更後の予定）

- | | | |
|------|-----|----------------------------------|
| 令和2年 | 9月 | 世田谷区自転車等駐車対策協議会（計画素案） |
| | 10月 | 放置自転車実態調査 |
| | 11月 | 公共交通機関対策等特別委員会報告（計画素案） |
| 令和3年 | 1月 | 計画素案の公表、パブリックコメントの実施 |
| | 3月 | 世田谷区自転車等駐車対策協議会（計画案） |
| | 5月 | 公共交通機関対策等特別委員会報告（計画案）
計画策定・改定 |